平成２８年（フ）第４９号
長野市川中島町御厨1812番地５　メープルみくりや101
債務者　滝沢　　恵
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
岐阜県羽島市正木町三ツ柳119番地
債務者　関口　榮治
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６６号
岐阜県羽島市福寿町平方５丁目37番地（エンジェル羽島201号室）、前住所岐阜県羽島市福寿町平方７丁目35番地（ライオンズマンション岐阜羽島1001号室）
債務者　加藤　宏臣
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２１号
愛知県小牧市小牧原３丁目33番地　いずみビル303号、従前の住所愛知県小牧市大字小牧原新田1788番地３　グランコート小牧原702号
債務者　バタワン　リャネル　エパルこと　ＢＡＴＡＷＡＮ　ＲＹＡＮＥＬ　ＥＰＡＬ
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９６号
名古屋市中区千代田２丁目16番10号　アーバニア鶴舞第２　802号
債務者　齋藤マユ子
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３５号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目71番地　ハイツメロディ405、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1367番地２
債務者　構谷　栗代
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６５号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地14　市営白浜南住宅２棟2803号
債務者　福本　隆一
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第６６号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地14　市営白浜南住宅２棟2803号
債務者　福本さつき
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８６号
兵庫県神崎郡福崎町東田原1146番地、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町福田270番地１　カルムリー福崎Ｂ201号
債務者　石川　裕子
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３１号
奈良県大和郡山市小泉町519番地１　冨田ハイツ５号
債務者　保田　美奈（旧姓笹井・岸田）
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７２号
奈良県天理市櫟本町2929番地70
債務者　池田　寿士（旧姓北岡）
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８４号
広島市安佐南区古市１丁目24番25―403号
債務者　久保田麻記子
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
広島市中区昭和町８番２―404号
債務者　黒神　尚士
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
広島市佐伯区坪井２丁目1124番地１　105号
債務者　宮下　剛二
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２号
広島市佐伯区坪井２丁目1124番地１　105号
債務者　宮下　彩歌
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５号
広島市西区南観音２丁目８番31―405号
債務者　森　　聖子
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８３号
広島市安佐北区亀山２丁目21番３―８―202号
債務者　越智美奈子
１　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部